

○個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)
目次	目次
[略]	[同左]
【凡例】	【凡例】
[略]	[同左]
※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（令和7年 月 日）時点の条番号 を示すものとする。	※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（令和7年10月1日）時点の条番号 を示すものとする。
1～4 [略]	1～4 [同左]
5 個人情報等の取扱い	5 個人情報等の取扱い
5－1～5－4 [略]	5－1～5－4 [同左]
5－5 利用及び提供の制限 [略]	5－5 利用及び提供の制限 [同左]

5-5-1 [略]

5-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第 69 条第 2 項）。

[略]

また、上記（2）及び（3）の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の性質・内容（※1）、当該保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性（※2）、利用（※3）の必要性（※4）、利用の態様及びこれらから想定される本人への影響の程度等を総合的に勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなる。

（※1）例えば、要配慮個人情報など機微性の高い情報であるか、取得経緯における義務性・権力性の高い情報であるか等。

（※2）法第 69 条第 2 項第 3 号においては、提供元の利用目的と提供先における利用目的との関連性をいう。

5-5-1 [同左]

5-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第 69 条第 2 項）。

[同左]

また、上記（2）及び（3）の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

[新設]

(※3) 法第 69 条第 2 項第 3 号においては、提供先での利用をいう。以下この段落において同じ。

(※4) 利用目的以外の目的である法令の定める事務又は業務の達成のために当該利用が必須な場合のほか、当該事務又は業務をより促進・効率化させるために当該利用が役立つ場合における当該利用の必要性も含まれ、当該事務又は業務の内容の重要性・緊要性も踏まえる。

[略]

上記 (4) の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、「相当の理由」の判断基準を前提にしつつ、①法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する者に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等

[同左]

上記 (4) の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の

の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。 〔略〕 5－5－3 〔略〕 5－6・5－7 〔略〕 6～11 〔略〕	必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。 〔同左〕 5－5－3 〔同左〕 5－6・5－7 〔同左〕 6～11 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記による。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。